令和６年第４回臨時会（第１号）

令和６年１１月２８日（木曜日）午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　承認第　３　号　　専決処分の承認を求めることについて
日程第　４　議案第４８号　　七重小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について
日程第　５　議案第４９号　　大中山小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について
日程第　６　議案第５０号　　大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事請負契約について
日程第　７　報告第１１号　　町議会の委任による専決処分の報告について

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　﨑　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	青　山　金　助
	５番	川　上　弘　一		６番	佐々木　陵　二
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副　町　長	工　藤　　稔	統括監兼財政課長	青　山　栄久雄
統括監兼都市住宅課長	川　島　篤　実	総　務　課　長	中　村　雄　司

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教　育　長　悟　楼　　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長　磯　場　嘉　和

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書　記　長　中　村　雄　司

○本会議の書記

事務局長	広　部　美　幸	書　記	山　本　翔　大

書　　記　伊 東 宏 樹

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

３番　江 口 勝 幸　　４番　青 山 金 助

午前１０時００分　開会

開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（木下　敏）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和６年第４回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

町　　長　　挨　　拶

○議長（木下　敏）　日程に入る前に、町長より挨拶の申し出がありますので町長の発言を許します。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原　太）　議員の皆様、おはようございます。

本臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和６年第４回七飯町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

改めまして、道の駅ななえいろ・ななえの合併処理浄化槽の管理運営に関して、一言お詫び申し上げます。

昨年９月に浄化槽適正化調査委託料の補正予算を議決いただき、浄化槽適正化調査を進めてきた中で、グリーストラップ未設置箇所があることや浄化槽の処理能力並びに清掃、管理不十分で、ＢＯＤ基準値を上回るなど、その現状と課題の整理、抜本的な改善策に取り組むまでに期間を要しましたことに対し、誠に申し訳ございませんでした。

ご心配をおかけした改善策としての前処理槽設置工事が１１月１５日で完了し、現在稼働したところでございます。

現在進められている百条委員会での調査に対し、真摯に対応するとともに、今後、議会を始め、町民や利用者の皆様、近隣市町にご迷惑をお掛けしないよう管理運営に努め、ＢＯＤの適正基準値を安定して保つよう、責任をもって対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の町政動向報告にも記載しておりますが、令和６年１０月８日付けで教育委員会教育長を任命しております。

私からご紹介させていただきます。

私の左側となりますが、教育長の倍楼　司でございます。

○教育長（倍楼　司）　倍楼です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（杉原　太）　次に、本臨時会に提出いたします議案は、補正予算の専決処分１件、契約議決３件、支払督促の申立てによる支払に係る訴えの提起の専決処分１件の合計５件でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、宜しくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　町長の挨拶を終わります。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

３番　　江　口　勝　幸　議員

４番　　青　山　金　助　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

会期の決定

○議長（木下　敏）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと

思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますのでお手元に配付しております。

次に、閉会中に会派の構成に変更がありましたので、七飯町議会運営委員会規定第３条第３項及び、七飯町議会委員会条例第６条第４項の規定により、議会運営委員については、お手元に配布のとおり閉会中において議長が指名しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３

承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下　敏）　日程第３　承認第３号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財務課長（青山栄久雄）　それでは、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり、令和６年度七飯町一般会計補正予算第５号を専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

この度、専決処分により行った一般会計補正予算第５号は、先月１０月２７日に行われました第５０回衆議院議員総選挙及び第２６回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙の執行経費でこれまでの国会議員を選出する選挙の中では、比較的短期間の選挙となり、衆議院を解散すると 表明した日から、総選挙が行われた１０月２７日の投開票期日までに、選挙事務に必要な予算を早急に措置しなければならず、また、この間において七飯町議会を開催する時間的余裕がないことから、専決処分により対応したものでございます。

それでは補正予算の報告となりますが、第１条は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，０１１万７千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ、１４２億２，３７０万４千円とするものでございます。

はじめに歳出からご説明申し上げます。

７ページをお開き願います。

２款、総務費、４項、２目、選挙執行費の衆議院議員総選挙執行費は、１節、報酬の開票管理者・開票立会人報酬から、１７節、備品購入費の選挙用備品購入費まで、総額２，０１１万７千円を追加致しました。

続きまして、５ページの歳入にお戻り願います。１５款、道支出金、３項、１目、総務費委託金の選挙費委託金は、衆議院議員総選挙事務交付金として、歳出と同額の２，０１１万７千円を追加してございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明となります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第３号　専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

日程第４

議案第４８号　七重小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について

日程第５

議案第４９号　大中山小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について

日程第６

議案第５０号　大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事請負契約について

―――――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第４　議案第４８号七重小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について

日程第５　議案第４９号　大中山小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について

日程第６　議案第５０号　大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事請負契約について

以上３件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（磯場嘉和）　それでは、議案第４８号　七重小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、七重小学校空調設備設置機械設備工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして

１．契約の目的は、普通教室、職員室、校長室等　室内機　計４１台、各室外機一式

２．契約の方法は、地域限定型一般競争入札

３．契約金額は、７，７２２万円

４．契約の相手方は、青函・久慈　特定建設工事共同企業体、代表者、亀田郡七飯町字大沼町８２１番地、株式会社　青函設備工業七飯支店　支店長　松村邦夫氏でございます。

次のページをお開きください。

１枚目が１階平面図で、ピンク色で着色している部分が空調設備設置対象室でございます。

青色の着色している部分が、空調設備室内機です。

赤色の着色が空調設備室外機となります。

２枚目は、２階平面図となり、それぞれの着色部分は１階と同様の説明となります。

なお、議案関係資料の１ページの、資料１、に七重小学校空調設備設置機械設備工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、ご参照願います。

続いて、議案第４９号　大中山小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、大中山小学校空調設備設置機械設備工事の請負契約を、次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして

１．契約の目的は、普通教室・職員室・校長室等　室内機　計５８台、各室外機一式

２．契約の方法は、地域限定型一般競争入札

３．契約金額は、９，２１８万円

４．契約の相手方は、川股・石岡　特定建設工事共同企業体　代表者　函館市桔梗町６９５番地５、株式会社　川股設備工業　代表取締役　川股幸徳氏　でございます。

次のページをお開き願います。

１枚目が１階平面図で、ピンク色で着色している部分が空調設備設置対象室でございます。

青色の着色が、空調設備室内機です。

赤色の着色が空調設備室外機となります。

２枚目は、２階平面図、３枚目は、３階平面図となり、それぞれの着色部分は１階と同様の説明となります。

なお、議案関係資料の２ページ、資料２に大中山小学校空調設備設置機械設備工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、ご参照願います。

続いて、議案第５０号　大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、提案説

明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事の請負契約を、次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして

１．契約の目的は、普通教室・職員室・校長室等　室内機　計２２台、室外機一式

２．契約の方法は、地域限定型一般競争入札

３．契約金額は、５，０１６万円

４．契約の相手方は、川股・石岡　特定建設工事共同企業体、代表者　函館市桔梗町６９５番地５、株式会社　川股設備工業　代表取締役　川股幸徳氏　でございます。

次のページをお開きください。

１枚目が１階平面図で、ピンク色で着色している部分が空調設備設置対象室でございます。

青色の着色が、空調設備室内機です。

赤色の着色が空調設備室外機となります。

２枚目は、２階平面図となり、それぞれの着色部分は１階と同様の説明となります。

なお、議案関係資料の３ページの、資料３に大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、ご参照願います。

提案説明は以上でございます。

議決をいただきます様、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号、以上３件について、一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

討論、採決については１件ごとに行います。

まず、初めに議案第４８号　七重小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４８号　七重小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号　大中山小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４９号　大中山小学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号　大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第５０号　大沼岳陽学校空調設備設置機械設備工事請負契約について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７

報告第１１号　町議会の委任による専決処分の報告について

○議長（木下　敏）　日程第７　報告第１１号　町議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、報告第１１号　町議会の委任による専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、町議会の委任による専決処分事項の指定、第５項に掲げる事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものでございます。

記といたしまして、支払督促の申立てによる支払に係る訴えの提起について、町が支払督促の申立てを行った町営住宅退去時補修損害賠償金の請求の件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、町議会の委任による専決処分事項の指定第５項の規定により、支払督促の申立てによる支払に係る訴えの提起に関し、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月２日専決、七飯町長　杉原　太

１、被告となるべき者、また、連帯保証人については記載のとおりであります。

２　訴訟の趣旨になります。

（１）町営住宅に係る退去時補修損害賠償金１３３，２００円

（２）訴えの提起に係る手続費用　１２，７５２円の支払を求めるものです。

次のページをお開きください。

３　支払督促の申立てをした日、これは訴えの提起があったものとみなされる日となり、令和６年９月９日となります。

４　督促異議の申立てがあった日については令和６年１０月２日

５　訴えの理由としまして、債務者は、町営住宅に平成１４年１１月から令和５年７月まで入居しております。退去時には入居者の責めによる退去時補修損害賠償金が発生しましたが、その支払を滞納しており、再三の催告にも応じていない状況にあります。そのため、支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ、債務者が督促異議を申し立てをしたため、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払督促の申立てをした日に訴えの提起があったとみなされたものであります。

６　訴訟遂行の方針といたしまして、次の者を訴訟代理人と定める。

札幌市中央区大通西１１丁目　大通藤井ビル６階、弁護士法人　佐々木総合法律事務所　代表社員弁護士　佐々木泉顕氏　でございます。

以上で報告説明とさせていただきます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

閉　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本臨時会に付議された全て案件の審議は終了いたしました。

よって、令和６年第４回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１０時２０分　閉会